

プライバシーマーク付与認定事業者数が 8,000 を超える

財団法人日本情報処理開発協会
プライバシーマーク推進センター
平成 19 年 8 月 22 日

1. 概要

当協会は、平成 10 年 4 月からプライバシーマーク制度を運用しております。

プライバシーマーク制度は、JIS Q 15001(*1)に適合した個人情報保護のマネジメントシステムを構築して体制を整備し、個人情報保護の取扱いを適切に行っている事業者を第三者の立場で客観的に評価・認定して「プライバシーマーク」の付与を行う制度です。



平成 17 年 4 月から個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律：平成 15 年法律第 57 号）が全面的に施行され、個人情報取扱事業者に個人情報の保護が義務として課せられることになりました。

プライバシーマーク制度の基準としている JIS Q 15001 は、個人情報保護法と同等以上の保護水準を規定しており、また、個人情報保護法の関連法令にも適合することを求めています。したがって、プライバシーマークの認定を受けることは、個人情報保護法への対応が図られていることも意味します。認定を受けた事業者等は、事業活動のあらゆる場面にプライバシーマークを活用することによって、個人情報の取扱いが適正であることをアピールすることができ、取引先や消費者から大きな信頼を獲得することができます。

平成 19 年 7 月、新規のプライバシーマーク付与認定事業者（以下「認定事業者」という。）の累計およびプライバシーマーク使用許諾事業者数(*2)が、それぞれ 8,000 を超えました。平成 18 年 8 月に 5,000 を超えてからおよそ 1 年間で 3,000 増加したことになります。

なお、最新のプライバシーマーク使用許諾事業者については、当センターのホームページで、事業者名の五十音別、業種別および都道府県別に随時更新して公開しておりますので、参照してください。

(*1) 事業者の個人情報の取扱いに関する指針をまとめた日本工業規格：「個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項」（JIS Q 15001:1999）/ 「個人情報保護マネジメントシステム-要求事項」（JIS Q 15001:2006）（平成 18 年 5 月 20 日改正）

(*2) 認定事業者の累計数から、更新辞退、合併等による併合、廃業、組織変更等によりプライバシーマークの使用を取りやめた事業者を除いたもので、当協会のホームページで公開している事業者数。

2. 認定の状況

(1) 認定数の推移

平成 10 年 9 月に第 1 号を認定して以来、認定事業者は順調に増加してきました。

平成 14 年度までは緩やかな増加でしたが、個人情報保護法の公布（平成 15 年 5 月）を受けた平成 15 年

度は前年度を大きく上回る伸びを見せました。さらに、個人情報保護法の全面施行（平成 17 年 4 月）を意識した申請が平成 16 年度以降急増し、認定事業者数は平成 16 年度 553 件、平成 17 年度 2,395 件、平成 18 年度 3,798 件となっており、平成 19 年 7 月現在 8,382 事業者になりました（図 1）。

（2）業種別認定の推移

認定事業者を業種別（日本標準産業分類：平成 5 年版）で見ますと、プライバシーマーク制度が発足した平成 10 年度は中分類で 7 業種でしたが、その後、毎年度新たな業種が増加し、個人情報保護法の公布が行われた平成 15 年度以降は、二桁の新規業種が加わり、現在、中分類 73 業種（大分類 9 業種）に及んでいます。

まず、大分類では、「サービス業」が 5,996 事業者で全体の 71.5%、次いで「製造業」（1,074 事業者、12.8%）、「卸売・小売業、飲食業」（597 事業者、7.1%）となっています（図 2）。

中分類では、「情報サービス・調査業」が 3,283 事業者で全体の 39.2%、次に多いのが「印刷・出版・同関連産業」（934 事業者、11.1%）であり、この 2 業種を合わせると過半数の 50.3%になります。次いで、「専門サービス業」（374 事業者、4.5%）、「広告業」（363 事業者、4.3%）、となっています。なお、「その他の事業サービス」1,456 事業者の中では、「労働者派遣・民営職業紹介業」（256 事業者）と「メーリングサービス業等」（160 事業者）が多くなっています（図 3）。

（3）業種別規模別認定状況

認定事業者を業種別（大分類）規模別に見てみますと表 1 のようになり、中規模以上の事業者の割合が多く、小規模事業者の割合は 6.0%となっており、しかし、表 2 に示すように、中分類で見ますと小規模事業者の割合が 10%を超えている業種も少なくなく、保険業の 37.0%、出版・印刷・同関連産業の 19.6%が特に高い割合となっています。

（4）地域別認定の推移

現在、認定事業者ゼロの都道府県は無く、個人情報保護の取り組みが全国に着実に広がっています。しかし、東京都の事業者が全体の約半数（49.5%）を占めており、大阪府（11.0%）、首都圏（神奈川・千葉・埼玉：7.9%）、近畿圏（京都・兵庫・和歌山・奈良・滋賀：4.3%）と大都市に集中しています。もともと事業者が多いことから当然の結果といえますが、東京都と大阪府は、企業構成比による割合より、認定事業者の取得割合のほうが高いのも特徴といえます。（図 4）。

*** 問い合わせ先 ***

財団法人 日本情報処理開発協会

プライバシーマーク推進センター プライバシーマーク事務局

〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館内

TEL : 03-3432-9387 FAX : 03-3432-9419

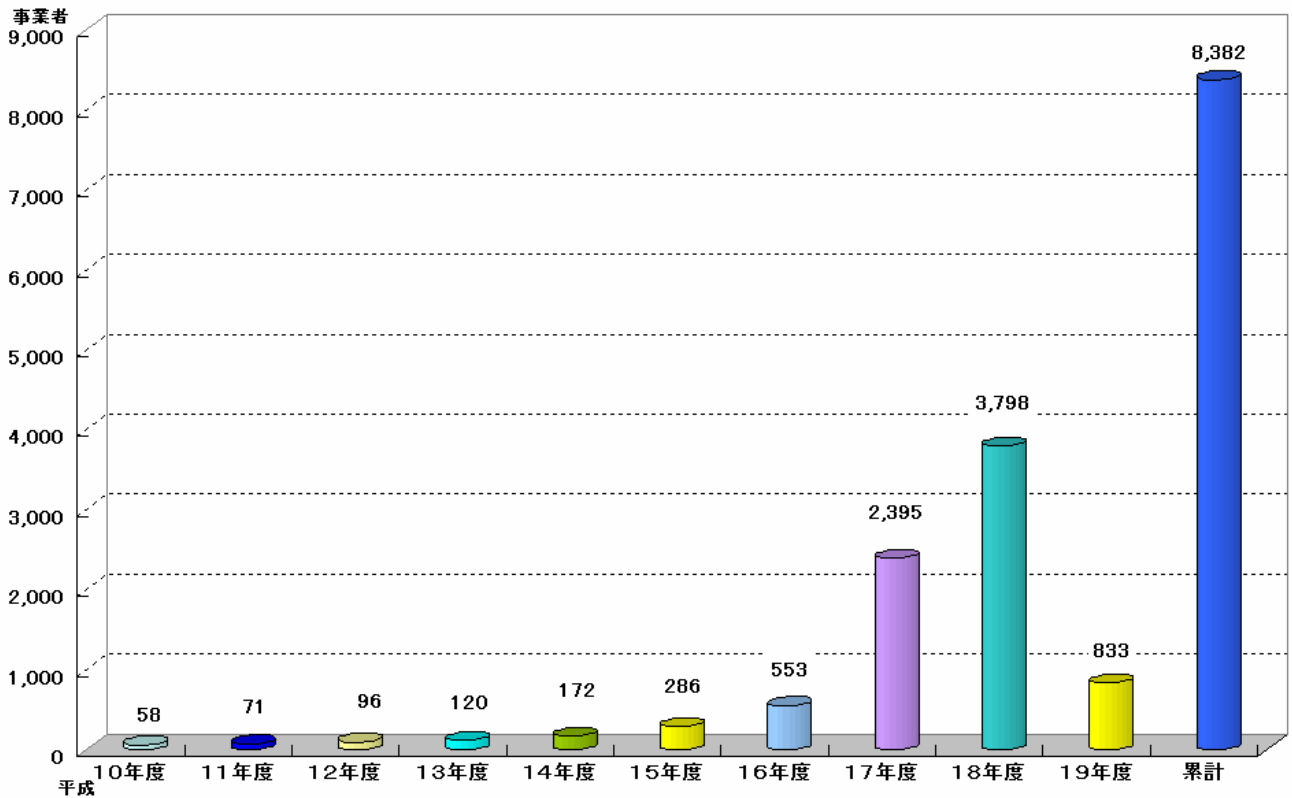


図1 認定事業者数の推移【平成10年度～平成19年度（7月）】

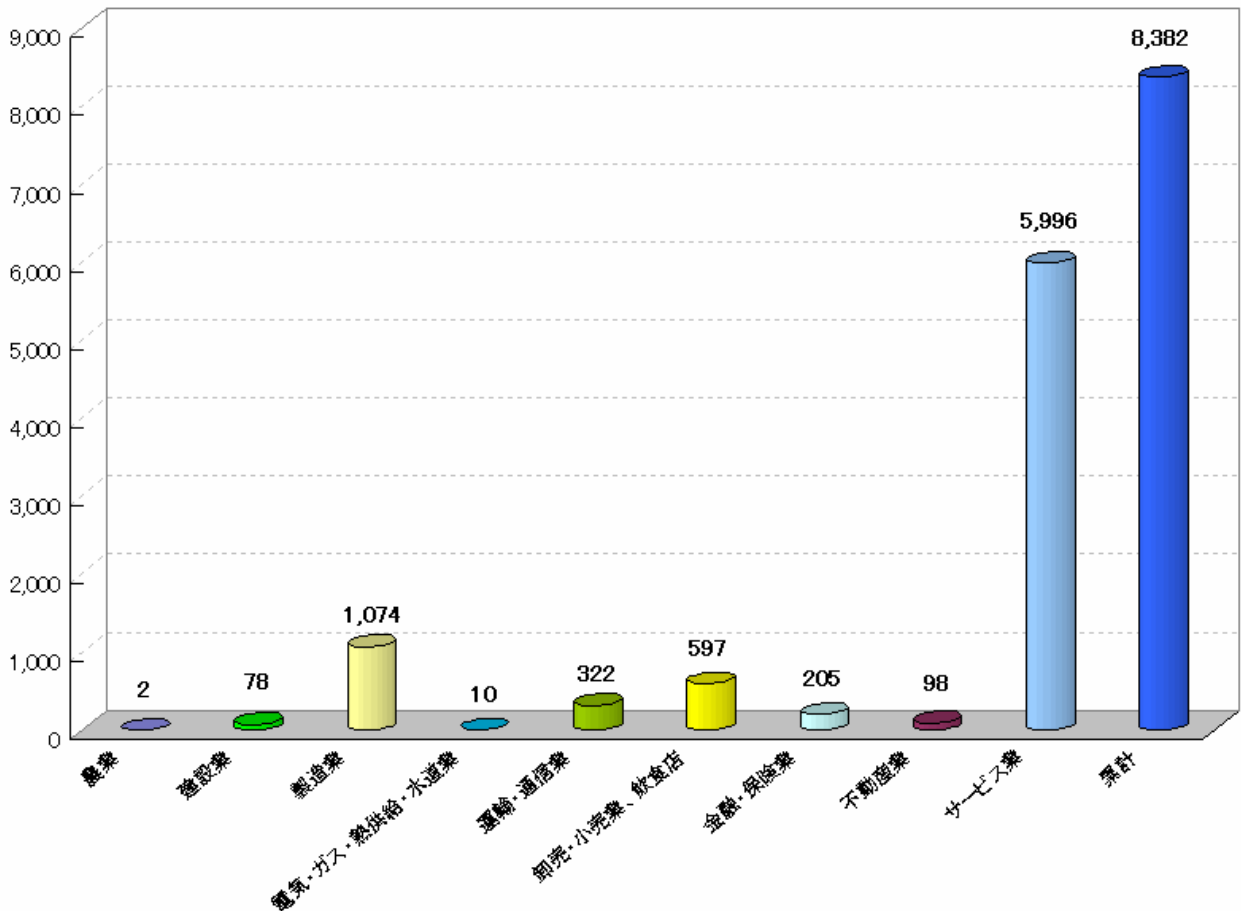


図2 業種別認定事業者数（大分類）【平成19年7月】

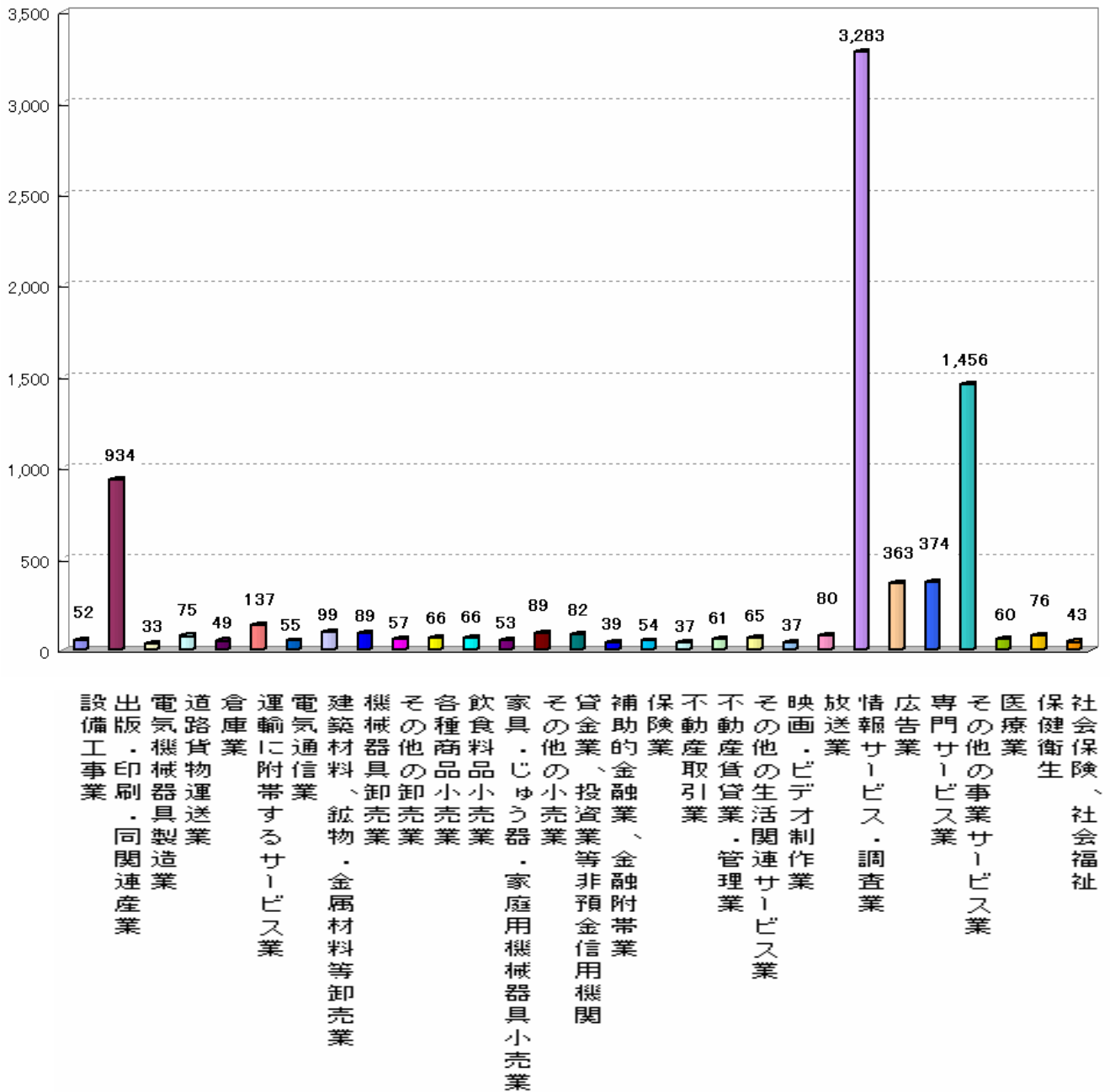


図3 業種別認定事業者数（中分類：認定事業社30社以上）【平成19年7月】

表1 業種（大分類）別規模別認定事業者割合

業種（大分類）	大規模	中規模	小規模	全体
卸売業	17.1%	79.7%	3.2%	3.4%
小売業	33.2%	64.4%	2.4%	3.7%
サービス業	22.1%	74.3%	3.6%	71.5%
製造業・その他	13.3%	71.7%	15.0%	21.4%
全体	20.5%	73.5%	6.0%	100.0%

表2 業種（中分類）別規模別認定事業者割合（主要業種）

業種（中分類）	大規模	中規模	小規模
保険業	3.7%	59.3%	37.0%
出版・印刷・同関連産業	5.1%	75.3%	19.6%
運輸に附帯するサービス業	13.1%	70.8%	16.1%
倉庫業	10.2%	77.6%	12.2%
補助的金融業、金融附帯業	12.8%	76.9%	10.3%
自動車・自転車小売業	25.0%	66.7%	8.3%
道路貨物運送業	9.3%	82.7%	8.0%
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	3.0%	91.0%	6.0%
全体	20.5%	73.5%	6.0%

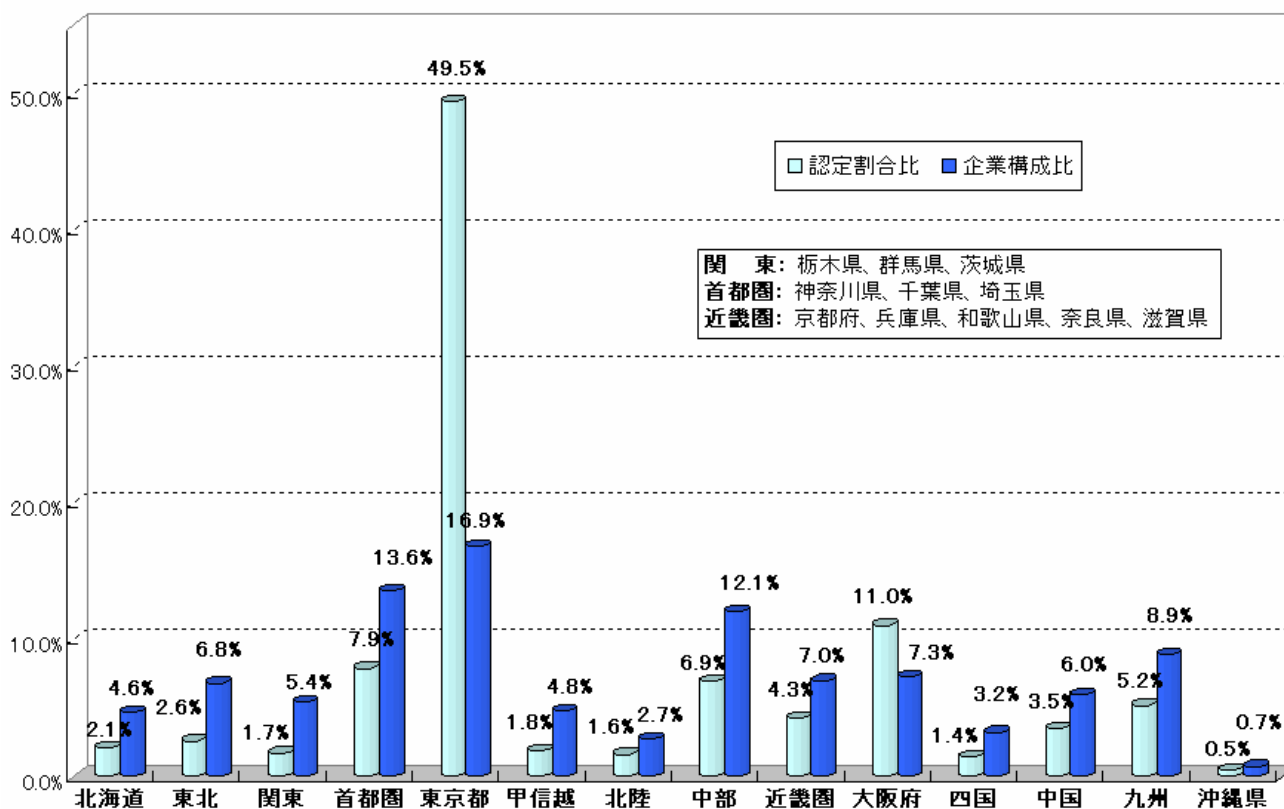


図4 地域別認定割合と企業構成比の比較【平成19年7月】

（企業構成比は、総務省統計局平成18年度調査による）